

特殊法人等改革基本法案（仮称）骨子

第一 総則

一 目的

この法律は、今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置すること等により、集中改革期間（この法律の施行の日から平成十八年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）における集中的かつ抜本的な改革を推進することを目的とするものとする。

二 定義

この法律において「特殊法人等」とは、別表に掲げる法人をいうものとする。

三 基本理念

特殊法人等の改革は、特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていることにかんがみ、各特殊法人等の組織及び事業について、その事業の本来の目的の達成の程度、その事業を民間にゆだねることの適否、その事業の便益を直接又は間接に受ける国民の範囲及び当該便益の内容の妥当性、その事業に要する費用と当該事業により国民が受ける便益との比較等の観点から、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、国の事業との関連において合理的かつ適切な位置付けを与えることを基本として行われるものとする。

四 国の責務

国は、三の基本理念にのっとり、特殊法人等の改革に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

第二 特殊法人等整理合理化計画

一 特殊法人等整理合理化計画の策定

1 特殊法人等改革推進本部は、この法律の施行後一年を目途として、基本理念にのっとり、各特殊法人等について、その事業及び組織形態の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づき、特殊法人等整理合理化計画を定めなければならないものとする。

2 特殊法人等整理合理化計画は、各特殊法人等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

[1] 廃止、整理縮小又は合理化、他の主体への移管その他各特殊法人等の個別の事業について講ずべき措置

[2] 廃止、民営化、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。）への移行その他各特殊法人等の組織形態について講ずべき措置

[3] [1]及び[2]に掲げるもののほか、各特殊法人等の改革のために必要な事項

3 内閣は、特殊法人等整理合理化計画が定められたときは、これを国会に報告する

とともに、その要旨を公表しなければならないものとする。

4 3は、特殊法人等整理合理化計画の変更について準用するものとする。

二 特殊法人等整理合理化計画の実施

政府は、できる限り速やかに、遅くとも集中改革期間内に、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、法制上の措置その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

第三 特殊法人等改革推進本部

一 設置

特殊法人等の改革の推進に必要な事務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に、特殊法人等改革推進本部（以下「本部」という。）を置くものとする。

二 所掌事務

- 1 特殊法人等整理合理化計画を策定し、及びその実施を推進すること。
- 2 1に掲げるもののほか、特殊法人等の改革に関する施策であって基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 組織

本部は、内閣総理大臣をもって充てる特殊法人等改革推進本部長、国務大臣をもって充てる特殊法人等改革推進副本部長及び本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる特殊法人等改革推進本部員をもって組織するものとする。

四 資料の提出その他の協力

本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに特殊法人等の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

五 事務局

本部に、その事務を処理させるため事務局を置き、事務局長その他の職員を置くものとする。

六 その他

その他本部に関し所要の規定を整備すること。

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 この法律の失効

この法律は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。

第五 別表

特殊法人七十八法人及び認可法人八十四法人とするものとする（ただし、既に法律で廃止することが決められている法人を除くものとする）。